いよいよスタート！
残業６０時間越えは
残業代が1.5倍になりますよ

日時：令和5年2月10日（金）13:30～14:30
場所：WEB会議形式（teams）
定員：5名限定（先着順）　受講料無料

― 改正のポイント ―

令和5年4月から、中小企業においても
月60時間を超える法定時間外労働に対して
使用者は50%以上の率で計算した割増賃金
を支払わなければなりません

講師　室田 律子
（むろた　りつこ）
石川県よろず支援拠点
コーディネーター
●専門分類
労務一般、助成金申請、
就業規則、創業支援など
●勤務　金曜日

お問い合わせ申込先

石川県よろず支援拠点（公財）石川県産業創出支援機構
住　所 ： 石川県金沢市鞍月２－２０　石川県地場産業振興センター新館１階
ＴＥＬ：０７６－２６７－６７１１
参加申込は、お申込み用紙を記入しメールで送付してください。
yorozu@ishikawa-yorozushien.go.jp

参加申込書は、石川県よろず支援拠点のホームページからダウンロードできます。
https://ishikawa-yorozushien.go.jp/consultation/#application_dl